平成２４年（フ）第７０９８号
東京都品川区南品川４丁目７―21―121
債務者　二宮　孝夫
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２０号
東京都新宿区北新宿２丁目３―21―104
債務者　三嶋　完治
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９１号
横浜市戸塚区上倉田町259番地　９棟1008号
債務者　山田　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７号
静岡県牧之原市福岡34番地、旧住所静岡市葵区北安東２丁目24番５号　城北ハイツ201号
債務者　鈴木　文代
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７号
沖縄県中頭郡読谷村字比謝378番地３　ナシロアパート２Ｋ
債務者　玉城　守之
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第７８０５号
東京都葛飾区亀有３丁目17―３―504
債務者　吉川　　修
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５６号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目50番地の２
破産者　神谷　恒雄
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２３４号
千葉県松戸市高塚新田494番地の13　梨香台団地10棟901号室
破産者　谷奥　浩生
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１６号
埼玉県上尾市春日１丁目25―９
破産者　東京ハニー商事有限会社
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
埼玉県川口市前川４丁目34番７号
破産者　有限会社スギモト
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
北九州市八幡西区上香月３丁目13番７号
破産者　株式会社キューテック
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４９号
北九州市八幡西区浅川学園台１丁目１番地の125
破産者　有限会社スミレ製作所
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０号
栃木県那須塩原市三島５―334、住民票上の住所栃木県那須塩原市二区町326番地17
破産者　人見　一夫
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１８４号
群馬県太田市内ケ島町1389番地の３
破産者　有限会社オート・ガレージ・ケー・ツー
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２９号
群馬県桐生市境野町６丁目433番地
破産者　新井　一哉
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５７号
川崎市宮前区宮前平３丁目13番地25グローリア初穂202号室
破産者　コービージャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
静岡県富士宮市神田川町５番地の12、前住所静岡県富士市宇東川東町10番11号
破産者　遠藤　嘉康
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部